

作成年月日	令和3年5月31日
作成部局課室名	農林水産局農村環境室 農林水産局治山課

「豊かなむらを災害から守る月間」運動の実施

1 要 旨

兵庫県では6月1日から6月30日までの1ヶ月間を「豊かなむらを災害から守る月間」と定め、梅雨や台風の時期を迎え農山村地域の災害を未然に防ぐために兵庫県と県下各市町、(一社)兵庫県治山林道協会、兵庫県土地改良事業団体連合会、兵庫県ため池保全協議会が協力して、豊かな県土を災害から守る運動を実施します。

なお、ため池における水難事故防止運動もあわせて実施します。

2 取組内容

(1) 防災パトロールの実施

各農林(水産)振興事務所、各土地改良事務所(センター)、市町等と施設管理者および警察、消防等関係機関が合同で、ため池、地すべり防止区域、農地海岸、治山施設、山地災害危険地区等の危険個所を点検し、管理の徹底を図ります。

(2) 広報活動

- ① 県、市町及び関係団体の広報車による巡回・放送
- ② 有線放送・CATVの利用と各種広報紙への掲載
- ③ 県、市町村庁舎及び公民館等にポスター(約2,600枚)を掲示
- ④ 県庁舎に懸垂幕を掲示し、同月間をPR

※今年度は例年より非常に早い5月16日に梅雨入りしたことを受け、防災対策等の早期実施を市町を通じ各管理者へ依頼しています。

3 期 間 令和3年6月1日から6月30日

4 主 催 兵庫県・県下各市町

5 協 賛 (一社)兵庫県治山林道協会
兵庫県土地改良事業団体連合会
兵庫県ため池保全協議会

【問い合わせ先】 農林水産局農村環境室ため池水利班 (TEL078-352-3433)
農林水産局治山課計画班 (TEL078-362-3471)

梅雨 台風 ゲリラ豪雨 ますます激しくなる 豪雨災害に備える!

豊かなむらを
災害から守る月間
6.1^{THU} - 6.30^{WED}

ため池パトロール



ため池の点検を行い、堤の漏水や損傷など異常を早期に見つけ、決壊等災害の未然防止に取り組めます。

ため池の変状を見つけた際は近くの市町または県土地改良事務所(センター)までご連絡ください。

治山施設の点検



治山施設や山地災害にかかる危険箇所を点検し、補修の要否や山地荒廃状況の把握により、災害の発生に備えます。

山崩れや山地の危険箇所を発見した際には近くの市町または県農林(水産)振興事務所等までご連絡ください。

みなさんも自分の身の回りにある
災害による危険箇所を地図で確認しましょう!

兵庫県CGハザードマップ

*パソコン・スマートフォンでもご覧いただけます。

<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

CGハザードマップ Q



主催：兵庫県・県内各市町

協賛：兵庫県土地改良事業団体連合会・(一社)兵庫県治山林道協会・兵庫県ため池保全協議会

03農P3 - 002B2